

教育委員会定例会会議録

令和5年3月16日（木）

教育委員会定例会会議録

令和5年3月16日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 中山早恵子	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 青柳和富	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 高橋 修	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 南雲 務	社会教育課長 瀧田美穂
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 松岡俊子	教育センター所長 日高恭子
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久
博物館担当課長兼館長 須藤 格	

3 会議の概要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから3月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第16号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について及び日程第2 教委議案第17号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則については関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第16号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について及び日程第2 教委議案第17号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則について、教育総務課長よ

り一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第1 教委議案第16号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則についてでございます。

議案書は1ページから4ページでございます。

議案書2ページをお開きください。本案は、茅ヶ崎市個人情報保護条例が廃止になることに伴い、茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則につきましては廃止をするものでございます。

この規則は令和5年4月1日から施行することとしております。

3ページ以降は案文及び参照条文となっております。

続きまして、日程第2 教委議案第17号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則についてご説明申し上げます。

議案書は5ページから8ページでございます。

6ページをお開きください。本案は、茅ヶ崎市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律の施行に際し必要な事項を定めるものでございます。

本日配付いたしました参考資料をご覧ください。こちらは個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める市長の規則になります。内容といたしましては、保有個人情報に記録されている行政文書の写しの交付に要する費用の納付方法、保有個人情報が電磁的記録に記録されているときの開示の方法、保有個人情報が記録されている文書を開示する場合の取扱い等がそれぞれ記載のとおり定められております。

本案の規則の概要といたしましては、茅ヶ崎市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律の施行については、ただいまご説明いたしました市長の規則の例によることとするものでございます。

また、この規則は、令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、7ページ以降は案文及び参照条文となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第16号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について及び日程第2 教委議案第17号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則については原案

のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第25号茅ヶ崎市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教職員担当課長 日程第3 教委議案第25号茅ヶ崎市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱について、教職員担当課長よりご説明申し上げます。

議案書その2の2ページをご覧ください。要綱の趣旨としましては第1条に記載のとおり、茅ヶ崎市立学校に勤務する全ての職員が能力を十分に発揮し、快適な職場環境を確保するために、職場における様々なハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等に関し必要な事項を定めたものでございます。

ハラスメントに関する要綱につきましては、資料にはございませんが、平成12年3月13日に茅ヶ崎市立学校におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱が既に施行されているところでございます。今回の要綱の策定は、昨今の様々なハラスメントに対応できるようにハラスメントの対象を拡大したものとなっております。

また、学校現場には県費負担と市費負担の教職員が混在しており、サービスを担当する課を超えた問題が生じた場合等についても対応ができるように、対策委員の構成や相談対応窓口の設置を定めたものでございます。

要綱の概要としましては、第3条に職員の責務、第4条に学校長の責務を規定し、ハラスメントの防止及び排除のための措置を講じることを明確にしております。また、問題が生じた場合の対応として、第5条に対策委員会の設置、第6条以降に相談苦情に対する具体的な対応等を定めております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第25号茅ヶ崎市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委報告第7号いじめ防止等のための対策に関する事項についての答申についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第4 教委報告第7号いじめ防止等のための対策に関する事項についての答申についてにつきまして、学校教育指導課長よりご報告申し上げます。

議案書その2の6ページ、7ページをご覧ください。

本答申書は、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会が令和3年6月7日付で教育委員会よりいじめの防止等のための対策に関する事項について諮問を受け、任期である2年間にわたる調査研究の結果としてまとめたものでございます。

9ページの答申書の目次をご覧ください。答申書の内容は、会議の開催経過、今期の取組、提言の3部構成となっております。

12ページから17ページまでをご覧ください。2、今期の取組について、14ページから3、提言について示されています。

本答申書及び別紙1につきましては、茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会で提示させていただいた後、小・中学校長に送付するとともに、市のホームページに掲載し、市民への周知を図っていく予定でございます。

以上、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○中馬委員 感想のようなものですが、最後の17ページに、市の取組に向けた提言の中で、教訓を風化させてはいけないという文言がありますけれども、本当にそのとおりだと思います。このように、継続してこれを伝えていくということがすごく大事だと思いますので、その中で今に合った内容を少ない時間の中でも話し合われてよりよくしていこうというこの試み自体がとても必要なことだと思います。多分学校内で生徒さんにはすごく発信されていると思うので、もっと保護者にも伝えていけるような手段が、中に書いてありましたけれども、いい手だてが見つければいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹内委員長 ご意見をありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第4 教委報告第7号いじめ防止等のための対策に関する事項についての答申についての報告を終了いたします。

次に、日程第5 事務報告定期監査の結果について（小・中学校）を議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務部長 日程第5 事務報告定期監査の結果について、教育総務部長よりご報告をいたします。

議案書は9ページから14ページでございます。学校監査につきましては、昨年の年10月14日から今年の2月9日の間に実施され、2月15日付で教育長宛てに監査結果の報告が届いているところでございます。

11ページのとおり、小学校9校、中学校7校が監査の対象でございます。

監査の主な内容といたしましては、令和3年度の再配当予算の執行及び令和4年度における所管の業務が適正、効率的に執行、管理されているかどうかを主眼とし、抽出により実施されました。

なお、薬品、事務、消耗品の管理に関する事務、備品の管理に関する事務、施設の管理に関しましては、小和田小学校、今宿小学校、室田小学校、浜之郷小学校、梅田中学校、北陽中学校、赤羽根中学校、萩園中学校において実施されました。

監査の結果といたしましては、おおむね適正に行われておりました。各学校における監査結果につきましては、12ページから14ページに記載のとおりでございます。

今回の主な指摘事項でございますが、予算の執行状況では、支出負担行為書の検収日や納品日、決裁日の記入誤りや抜けていることや、また、その他の事項では備品に備品整理票の添付がないなどがございました。

昨年度の学校監査では、10校で14件の注意を受けておりました。今回は、注意を受けた事項が11校で16件あったことから、前回に比べて1校、2件増加しております。

先ほど、結果としてはおおむね適正とご報告いたしましたが、件数といたしましては前回より増えており、軽微な指摘とはいえ、積み重ねると大きな誤りになる可能性も否めません。予算執行等におきましては、予算説明会等の機会を捉えて意識づけを行うとともに、今後も一層学校と教育委員会事務局が連携し、事務処理や所管業務の適正化に向けて努力してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 13ページのキ、今宿小学校に関して質問します。今宿小学校の3つ目、「鉄棒の逆上がり補助具の板に破損している箇所がありました」と指摘がありますが、これはもう修理はできていますでしょうか。

○教育総務課長 指摘のありました逆上がり補助具につきましては、もう修理もなかなかかないということで廃棄処分ということで、伺っております。

○赤坂委員 分かりました。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見等がなければ、日程第5 事務報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は議会案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

○竹内教育長 それでは、日程第6に入る前に事務連絡をお願いいたします。

[事務連絡]

午後3時14分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和5年3月16日

教育長

委員

委員

委員

委員